

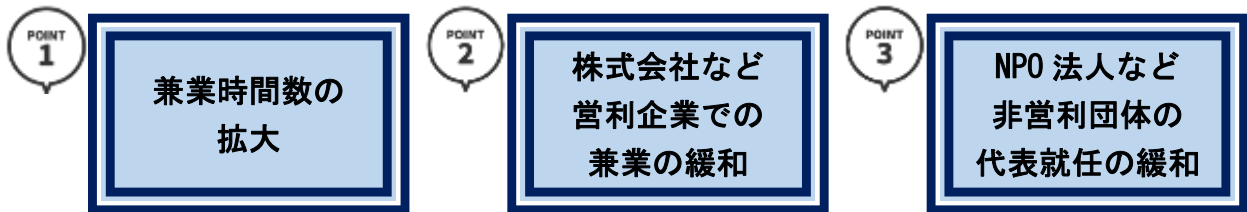
市職員の兼業制度の運用見直しについて

人口減少や高齢化などを背景に、地域活動の担い手の確保が課題となる中、職員による地域貢献活動を促進するとともに、職員の自律的なキャリア形成や多様で柔軟な働き方へのニーズに対応し、職員のモチベーション向上等を通じた公務の活性化を図るため、下記のとおり兼業制度の運用要件を緩和します。

1 目的

- ・職員の有する知識や技能などをいかし、地域貢献や地域課題解決に資すること。
- ・兼業を通じて、多様な経験や知見を得る機会を確保し、職員の自律的なキャリア形成を図ること。

2 見直し内容



	【現行】	【見直し後】
①兼業時間数の拡大	週 1.25 時間以下	週 8 時間又は 1 か月 30 時間以下
②株式会社など 営利企業での 兼業の緩和	不許可	従事内容によって兼業が可能 地域貢献や社会課題の解決を図る活動等 例) 地域クラブ活動の指導、子ども食堂の 支援、地域バスの運転手 等
③NPO 法人など 非営利団体の 代表就任の緩和	不許可	職務の公正性が確保できる場合は 兼業が可能 (利害関係の有無等)

3 適用開始日

令和8年4月1日